

法科大学院における教育の在り方
についての中間まとめ

財団法人日本法律家協会
法曹養成問題委員会

平成14年3月

法科大学院における教育の在り方 についての中間まとめ

まえがき

平成13年6月に内閣に提出された司法制度改革審議会意見書(以下、「意見書」という。)は、「司法制度を支える法曹の在り方」に関し、法曹人口の大幅増加、法曹養成制度の改革、法曹三者それぞれの制度の在り方・相互交流の在り方の改革等を課題として提示した。そして、「意見書」は、新たな法曹養成制度の中核となるべき法科大学院につき、平成16年4月からの学生受け入れを目指すべきだとして、その在り方についての基本的考え方を明らかにした。

「意見書」の公表後、そこに示された基本構想を踏まえて、主として法科大学院の設置基準に関しては、中央教育審議会大学分科会法科大学院部会において論議が深められ、平成13年12月末には、「法科大学院の設置基準等について／論点を反映した骨子」(以下「設置基準等骨子」という。)も公表されている。他方、第三者評価(適格認定)基準及び法科大学院制度の創設に伴う新しい司法試験の在り方については、司法制度改革推進本部の下に組織された法曹養成検討会において鋭意検討が進められている。

ただ、法科大学院における教育の在り方をめぐっては、その具体的な内容に関し専門的見地からの議論がいまだ煮詰められていないところが多々あり、また、「意見書」の公表後の諸状況を踏まえ、なお検討すべき問題点も生じているように思われる。法科大学院をその理念にかなった役割を真に果たし得るような制度として創設するに当たり、決定的な重要性を持つものは、そこにおいて行われる教育の在り方である。いかに考え抜かれた制度的枠組を与えられようとも、そこにおいて提供される教育がその実質において貧しく、また進むべき方向を見誤るとすれば、21世紀の法律家養成の中核を担うべきこのプロフェッショナル・スクールがその所期の成果を上げることはできない。「意見書」が言うように、「制度を活かすもの、それは疑いもなく人」(7頁、56頁)であり、「人」を作るのは教育にほかならないからである。

そこで、財団法人日本法律家協会は、法科大学院において行われるべき教育の在り方に関し、多方面の法律実務家や法学研究者を会員とする本会の特色を活かした専門的見地からの検討を進めるため、平成13年12月、法曹養成問題委員会(本委員会)を組織した。

本委員会がテーマとして取り上げたものは、①法科大学院が教育目標として想定すべき法律家像、②そのような法律家を養成するための教育の在り方、③それを可能とする法科大学院の制度設計という3点にわたる。これらの問題を専門的見地から、とりわけ実務的視点に立って検討した一応の結果をまとめたものがこの「中間まとめ」である。ここまでの検討結果をひとまずこの段階で整理して公表することにしたのは、法科大学院にお

ける教育の在り方に関し、なお合意が確立していない現状にあつて、議論のための1つの資料を提供するという趣旨によるものである。本委員会としても、各方面からの意見を徴し、それを踏まえて、さらに検討を進めていきたいと考えている。関係各位にあつては、このような趣旨を理解され、忌憚のないご意見・ご批判をお寄せ下さるようお願い申し上げたい。

平成14年3月

財団法人日本法律家協会

法曹養成問題委員会

委員長

帝京大学名誉教授

田尾 桃二

委員

成蹊大学教授

青山 善充

中央大学教授

石川 敏行

慶應義塾大学教授

井田 良

東京地方裁判所判事

奥田 隆文

法務総合研究所研究部長

加澤 正樹

東京大学教授

柏木 昇

帝京大学教授

佐藤 文哉

弁護士

田賀 秀一

法務省民事局長

房村 精一

弁護士

柳田 幸男

一橋大学教授

山本 和彦

(五十音順)

目 次

まえがき

I 法科大学院の目的—基本的な考え方—(p4)

II 法科大学院の教育理念(p5)

- (1) 基礎的な法的思考力の涵養(p5)
- (2) 社会の法的ニーズの多様性への対応(p7)
- (3) 教養教育の位置付け(p8)

III 法科大学院の制度設計の在り方—教育内容と授業方法を中心として(p9)

- (1) 多様性を確保し得る柔軟な制度設計の必要性(p9)
- (2) 学生の主体的な授業参加と教員の適切な授業管理(p10)
- (3) 法科大学院における教育の在り方(p11)

IV 法科大学院制度の運用の在り方—第三者評価(適格認定)について(p13)

- (1) 第三者評価(適格認定)の意義・在り方(p13)
- (2) 第三者評価基準について(p13)
- (3) 第三者評価の実施機関について(p15)

むすび—今後の検討課題(p15)

I 法科大学院の目的 —基本的な考え方—

プロフェッショナル・スクールとしての法科大学院の目的を明らかにするためには、現在及び将来の日本社会がいかなる法律専門家を求めているのかを検討の出発点としなければならない。法科大学院の制度設計をめぐる現在の議論においては、新しい司法試験の内容が明らかにされない限り法科大学院のカリキュラムも決められないとする意見もしばしば表明されるが、これは本末転倒と言うべきであって、まずは、法律専門家に対する社会の側のニーズがいかなるものであるかを慎重に見極め、その上で、理想的な法科大学院の在り方を主体的に検討・構築していかなければならない。司法試験は、おのずから、法科大学院における教育内容を踏まえた新たなものに切り替えられるべき（「意見書」72頁）ものである。司法試験の在り方にとらわれない自由な発想ができなくなっているのは、法科大学院の存在理由を主として司法試験との関わりにおいて捉え、そこにおける教育の意味を、司法試験受験のための準備ないしせいぜい受験者の質的なレベルアップに求めようとする傾向が顕著となっていることによるものと思われる。しかしながら、このような傾向の行き着く先は、それぞれの法科大学院の教育成果がもっぱら司法試験の合格率の高低という見地からのみ評価され、法科大学院が独自の教育理念を見失うとともに、まさに司法試験の予備校と化してしまうことであろう。

法科大学院において養成すべき法律専門家像を描こうとすると、我が国の伝統的な「法廷実務家」のみを想定するのでは狭すぎると思われる。これからの時代の法律家は、多方面に進出し、社会生活の各場面において、法的問題の発生の予防及び生じた問題の解決と処理にあたることを通じて、社会への貢献を果たし得るものでなければならない。現状では必ずしも法律専門家によって担われていないポジションでも、将来は法科大学院を修了した者がこれに就いて活躍することが望ましい。そして、この新時代の法律家も、最終的な法的問題の解決の在り方を視野に入れて法的問題への対応にあたることができる能力を備えることが期待されている。

以上の意味において、法科大学院が、法曹界のみならず企業、官庁、ADR機関、N GO等広く社会の様々な分野に、法的思考力と識見を有し、単に法律を理解しているというだけでなく、法律を使いこなすことのできる人材を供給することのできるプロフェッショナル・スクールであることが時代の要請であるといえよう。同時に、これまでの大学における法理論研究は、実務との関わりといってもせいぜい裁判実務（司法の分野）のみに目を向けたものが中心であったが、今後は、より広く、企業活動や行政活動をめぐるものを含め、社会における法のあり方全般を対象とすべきであると考えらる。

そうであるとすれば、法科大学院の目的は、従来の一般的な考え方よりも広くこれを理解して、現代社会の法的ニーズに対応できるような幅広い法的知識と能力を備え、最終的な紛争解決の在り方を念頭に置きつつも、社会生活の各方面で広く法的問題の発生の予防及び生じた問題の解決と処理等に活躍し得るような優れた人材の養成というところに置かれるべきである。すなわち、従来の大学法学部は、いわば「法律を理解する能

力」を身に付けさせる場として、実際には必ずしも法律を使うことを予定しない者を含むジェネラリストを養成する役割を果たしてきたところであるが、法科大学院は、いわば「法律を使える能力」を身に付けさせる教育機関として、法曹はもとより、企業法務担当者や官庁等における立案担当者、実定法の研究者、新たに訴訟代理権等が付与されることがされている隣接法律専門職種、仲裁人等のADR手続に関与する者等を含め、最終的な紛争解決の在り方を念頭に置きつつ法律を使いこなす能力を身に付けた専門職業人を養成する役割を果たすべきであり、そのことは、法化社会の進展に伴い、社会全体にとり大きな利益をもたらすものと言うべきであろう。

司法試験受験者層の資質と基礎的能力の向上は、法科大学院が理念として追求する「目的」というよりは、その高度の教育から必然的に派生する効果にすぎないであろう。「意見書」は、「例えば約7～8割の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。」(66頁)と提言しているが、そのような充実した教育が行われることは、企業や官庁等を目指し、司法試験を指向しない法科大学院の修了者にとっても有益であり、このような捉え方は、「意見書」と矛盾するものではない。法科大学院の修了者は、司法試験受験を経由するか否かにかかわらず、独自の完結した教育理念を持つ法科大学院が予定する教育課程を修了したものである限りは、有為な人材として評価され、社会的な活躍の場を与えられることが必要である。法科大学院を修了しつつ、しかし司法試験の受験を経ない者が、社会的に全く評価を得られないような制度設計の下では、法科大学院の教育は独立の意義を失うこととなり、法科大学院が修了認定を行った優れた人材を社会的に活かすことも不可能となってしまうであろう。

法科大学院が、司法試験制度と離れた独自の教育理念と存在理由を持ち、その教育が修了者の司法試験の合格率という尺度のみではかられるべきでないのと同じく、法科大学院修了者も、司法試験の合否という尺度のみで評価されてはならない。また、仮にある法科大学院が、必ずしも司法試験の合格率にとらわれず、法化社会の要請に応じて幅広い法律家の育成を目指そうとすると、これを「目的を外れた」存在として位置づけることも適切であるとはいえない。

II 法科大学院の教育理念

(1) 基礎的な法的思考力の涵養

法科大学院の教育理念が、法律専門家として持つべき基本的な資質と能力の涵養と鍛錬にあり、なかんずく基礎的な法的思考力(法的に考える力)の育成にあることについては、大方の合意があろう。ただ、その場合の「法的思考力」とは、新たな問題に直面したとき、既成の発想にとらわれない創造的な解決を示し得る柔軟性を備えたものでなければならないし、法的な見方を絶対視することなく、社会や人間関係に対する深い洞察に根ざし、社会常識に合致した的確な判断をなし得る広い視野と深い教養に裏打ちされたものでなければならない。また、その根底において、法的問題を抱える人の悩みや苦しみを理解でき、また、見解を異にする他者の意見にも十分に耳を傾けたうえで合意

他方、「意見書」が述べるように、法科大学院における法理論教育は、「実務との架橋」を強く意識したものでなければならない。「実務との架橋」とは、実務訓練そのものを法科大学院において行うということではなく、判例に内在する理論や射程を的確に理解させるなど、実務を視野に入れた法理論教育を行うことをいうものと解される。司法修習との役割分担について論じるとすれば、従来司法修習が担っていた教育のうち、例えば、民事系科目において、要件事実論の基本的な枠組を理解させ、各法分野におけるその実際の機能の在り方を理解させること、民事系科目、刑事系科目において、間接事実の機能などを始めとする事実認定の基礎を修得させることなどは、法科大学院における教育が担うこととすべきであろう。

「実務との架橋」を強く意識した法理論教育を実現するためには、たとえば、従来の法学部における教育がままそうであったように、実体法科目を偏重する傾向を是正することが要請される。法科大学院における教育は、実体法が用いられる実際の場面を明確に意識し、そこでの実体法の機能を把握させるものである必要がある。同時に、それは、各法分野を横断する統合的な内容を含むものでなければならないであろう。とりわけ、実体法と手続法との連繫を正確に修得させることが要求され、従来の法学部教育では手薄となりがちであった、事実関係の把握・分析の能力が授けられるように配慮することが望ましい。

また、企業経営戦略や政策決定に法律を反映させる能力を身につけさせるため、現代社会に対応して変容しつつある個々の実体法について、その立法事実や社会において果たすべき役割を実例を通じて学ばせることも必要であろう。

このような「実務との架橋」を意識した法理論教育は、法曹のみならず企業や官庁等を目指す者にとっても有益であり、しかも、このような教育は、法学部教育の改革によって実現できるものではないから、法科大学院の教育にこそ期待されるところのものなのである。

さらに、創造的な法的思考力を育むためには、解釈論に、政策論的・立法論的な色彩を加味した授業が有用であり、伝統的な教育内容の区分の再編成と組み替えも要求されることになると考えられる。他方、立法実務その他の法律実務そのものを学問の対象として捉え、理論的分析を加えることも、「実務との架橋」を可能とする法理論の内容に含まれるはずである。新しい司法試験が、このような教育内容の変化に対応したものとなるべきであることも論を俟たないところである。

(2) 社会の法的ニーズの多様性への対応

高度化・複雑化した社会において各人が求める法的サービスの内容は、より多様化・専門化する傾向にある。その要請に応え得る高度の専門性・学際性を備えた法律家が求められている。法曹養成制度も、社会の側の法的ニーズの多様化に対応し得るものでなければならない。そこで、「意見書」が述べるように、法律学以外の学問を専攻した学生や、多様な社会経験を積んだ社会人に対しても、法科大学院の門戸を広く開くことが要請されるところである。

形成をはかり得るための豊かな人間性や感受性、コミュニケーション能力に支えられたものであることを要する。

このような意味において理解された基礎的な法的思考力の涵養は、法科大学院の教育のみによりこれを達成し得るものではないが、以下に述べるような法科大学院における教育の在り方は、そのような能力の育成にも大きく寄与し得ると考えられる。

まず、単なる法的知識の習得にとどまらない「考える力」の鍛錬は、比較的少人数のインテンシブかつ双方向的・多方向的な授業を通じて実現することが期待できる。このことは、法科大学院構想をめぐる現在までの議論においても、繰り返し提言されている通りである。しかしながら、その際に、教室において学生を指名してその発言を求めること（問答形式ないしソクラティック・メソッド）のみが想定されているのだとすれば、それだけでは十分ではない。法科大学院の教育のプロセスにおいて、学生に対し、新たな問題にも進んで取り組み、本質的な論点を発見・整理して、解決策を案出し得る法的思考力を身に付けさせるためには、むしろ、学生の自主的かつ能動的な授業参加を総体として実現しなければならない。たとえば、用語の意義や基本判例に関する知識のように、自宅でも学習可能なものは確実に自習して授業に臨むことが徹底されるべきであり、教育を担当する側としては、予習して来ない学生は教室に入れないといった厳しい授業管理（マネージメント）を行うことが要請されるであろう。とりわけ入学当初において、法科大学院がそのような厳しい教育機関であることを学生に理解させるための導入教育（オリエンテーション）が行われなければならない。

教育の内容面についてみると、基礎的な法的思考力の修得に法科大学院の第一次的な教育目標が置かれるべきであるとすれば、いきなり特定の法分野に特化した教育を行うのではなく、むしろ学生に対し幅広い法律を学習するインセンティブを与えるための方策を工夫する必要がある。

また、司法研修所における実務教育との関係では、法科大学院においては、法理論教育、すなわち法律基本科目を素材とした基礎的な法的思考力の涵養や、幅広い応用的・先端的法律科目の原理的・体系的理解の伝達、基礎法学の諸分野の学習等の、司法研修所では行うことが困難であり、また実務修習に進む以前に行われるべき教育が中心とされなければならない。

このことと関連して、前述のように、従来の法曹養成制度の下では、「法廷実務家」の養成に比重が置かれすぎてきたことに鑑み、法科大学院においては、裁判実務との関連性だけに注目するのではない幅広い法理論教育を行うべきである。そのことにより、法科大学院で法律家としての基本的素養を身に付けた者が、企業や官庁等で幅広く活躍することも可能とされる。もちろん、社会のどのような分野において活動するとしても、法律家であるからには、法的問題の最終的な解決手段である訴訟についての基本的な知識を備えていることが必要であるが、それは主として、法科大学院に続く司法修習の過程において完成させるべきものであろう。このような形で、法科大学院における法理論教育と司法研修所における実務教育との間の役割分担と有機的な関連性が確保されることになるのである。

とはいえ、我が国の現状において、法学部卒業生よりも、他学部卒業生の方が法律家として当然に望ましいかのような議論には疑問のあるところであり、ましてや、法学部の存在理由を否定し、法学部卒業生をことさら排除するような議論は適切とは言えない。そのような議論に基づいて、法科大学院の入学選抜に関し、非法学部出身者の割合を性急かつ機械的に増加させるため、実態とかけ離れた形で、法学既修者の割合を人為的に規制するようなことは避けるべきである。

もちろん、そのことは現在の法学部教育の改革が不要であることを意味するものではない。今後の法学部においては、リベラル・アーツ教育を充実させることにより、学生が幅広い教養を身に付け、法律学以外の学問領域においても第2、第3の専攻領域を持つことを可能とするような改革を積極的に進めることが強く望まれる。

社会の法的ニーズに応じた多様な法律家の養成は、全国の法科大学院の総体においてこれを実現すべきものであろう。法科大学院の中には、例えば、理工系学部出身者を集めたパテント・アトニー養成に特化した法科大学院があってもよいし、医学部卒業生や医療関係の基礎教育を受けた者を学生とする法科大学院や、企業法務に携わる社会人を主たる対象とする夜間開講の法科大学院などがあってもよい。各法科大学院の自発的な創意工夫によって、それぞれに特色を持った法科大学院が生まれ出ることが望ましいと考えられる。

このことに関連して、設置基準や第三者評価(適格認定)基準によるカリキュラム編成に対する規制は最低限のものにとどめるべきである。重点的な専門分野を持った法律家を養成することを基本方針とする法科大学院があることは望ましいことであり、そのことを含めて各法科大学院の創意工夫を尊重し、一定の枠内でのそれぞれ独自性あるカリキュラム編成を可能にすべきである。一例を挙げれば、国際的分野で活躍し得る法律専門家を輩出することを教育目標とする法科大学院にあつて、外国法科目や渉外的法律実務に関する科目の履修、海外研修等を奨励しようとする際に、それを困難なものとするような教育課程に対する規制は適切なものとはいえない。

(3) 教養教育の位置付け

法律家は、社会や人間関係に対する深い洞察に根ざし、社会常識に合致した的確な判断をなし得る能力を持つべきであり、そのために幅広い教養を備えていることが期待されている。しかし、そのような教養人の薫陶育成はむしろ初等中等教育を含む全教育課程が担うべきものであり、さらにいえば、幅広い教養は、法律家としての職業経験や自己研鑽を通じて身に付けるべきものである。法科大学院に期待されるのは、実務との架橋を強く意識した法理論教育の充実であり、法科大学院に対し、完結した教養教育を期待するのは、その設置目的や修業年限等に鑑みて、妥当ではない。法科大学院進学者は、基本的には、その入学前に、なにかんづく学部時代のリベラル・アーツ教育を通じて、豊かな人間性や幅広い教養(またはその基礎)を身に付けるよう努力すべきであるし、法科大学院の側としては、その(ある程度の)達成度を入学試験において確認するようにすべきである。

しかし、以上のことは、法科大学院において教養教育への配慮が全く不要であることを意味するものではない。法科大学院においては、学生が入学以前に相当程度の教養を身に付けてきていることを前提に、基本的には、法律学の授業の中で、隣接学問領域への関心を喚起し、芽生えた問題意識を学生自身に深めさせるという形で教養教育への配慮をはかることが考えられる。例えば、刑事法の科目の授業においては、実務を意識した刑法理論教育に加え、社会学的側面や思想的・哲学的側面にも光を当てて、刑法規範と他の社会規範、法と道德の関係、刑法の社会的機能、国家刑罰の正当化、秩序維持と人権保障、体系的思考と問題解決といったテーマにも適宜言及しながら、いわば「深みのある授業」を行うよう努めることが可能であろう。教員の側にも、そのような授業を行えるような自己研鑽が求められる。法科大学院における教養教育の1つの在り方としては、学部までの教養教育において与えられた雑多な知識を統合し、それらの知識をまとめ上げるための柱として、法律学の学識をその中心に据えるといった方法があり得るのである。

ただ、本来、教養とは、「いつまでに何を身に付けるべし」とマニュアルのようなものを作成して学生に強制すべき性格のものではない。各分野の古典的著作についてみると、これを読む側の年齢や知的レベルに応じて受け止め方も変わってくる。一口に「教養教育」というが、それは画一的な教育になじまないものである。むしろ、教員の側から、各学生が在学中または修了後に身に付けるべき目標を示唆するという形で、各学生の自発的な努力に期待することが望ましいと言えよう。

他方、現在の学部学生は、教養科目に真剣に取り組む、例えば社会科学における古典的著作に親しむ等のインセンティブを持ち得ない状況にある。そこで、法科大学院への進学を希望する学生や学部の関係者に向けて、法律家たろうとする者がどのような理由で、またどのような基礎的教養を備えるべきであるのかにつき、あらかじめ明確なメッセージを発しておく必要がある。そして、同時に、法科大学院の入学選抜においては、教養科目や語学を含む学部における学業成績を重視する旨を明示することにより、法律家を目指す者の学部段階における学習意欲を喚起することも有効であろう。

Ⅲ 法科大学院の制度設計の在り方 —教育内容と授業方法を中心として—

(1) 多様性を確保し得る柔軟な制度設計の必要性

「意見書」の基本線を踏まえて出された「法科大学院の教育内容・方法等に関する研究会」(代表者／田中成明・京都大学大学院法学研究科教授)による「法科大学院の教育内容・方法等の在り方についての中間まとめ」(以下「教育内容・方法等研究会中間まとめ」という。)におけるカリキュラム編成に関するガイドライン及びモデル案に示されているように、科目群を、(a)法律基本科目群(公法系、民事系、刑事系)、(b)実務基礎科目群、(c)基礎法学・隣接科目群、(d)展開・先端科目群というように大別し、法律基本科目群と実務基礎科目群を中心に一定の単位数を必修として義務づけるべきである。

その上で、展開・先端科目群の教育を中心として、可能なかぎり、各法科大学院の創意工夫を尊重し、それぞれ独自性あるカリキュラム編成を可能にすべきである。また、必修科目としての法律基本科目群に関し、どの科目にそれぞれ何単位を配分するか、また、どの科目をどの学年に配当するか等については、各法科大学院がそれぞれの教育方針にしたがって独自に決定していくことが望ましい。

公法系のカリキュラム・モデル案にあるように、「公法系」科目の中に憲法と行政法とを統合ないし融合することは必要であると考えるが、とりわけ「行政法」については、民法や刑法等に比して学習範囲が明確でなく、また、研究者の関心やその研究分野も区々に分かれていることから、標準的な学習の内容としてどの部分・範囲を取り上げるかについては、何らかのミニマム・スタンダードを策定する必要があるだろう。

(2) 学生の主体的な授業参加と教員の適切な授業管理

中央教育審議会大学分科会法科大学院部会が公表した「設置基準等骨子」の方向性には、基本的に異論はないが、法科大学院において履修が必要とされる総単位数が標準修業年限の3年間で93単位とされ、特に法律基本科目の履修が54単位で足りるとされている点については、いささか少なすぎるという印象がある。

たしかに、法科大学院においては、従来の法学部と比較して、かなり効率的・集中的に授業を進めることが可能であると考えられる。それは、法科大学院の学生はそのすべてが当初から法律家になることを志望しており、明確な目的意識と強い学習意欲を備えているため、おのずとモチベーションの高さに応じた教育効果は達成されるであろうと想定することができるからである。また、従来の法学部の授業とは異なり、法科大学院においては、学生は学部卒業者や社会人であるから、より本質的事項に集中した、より効率的な授業を進めることもできるはずである。しかし、たとえそうであるとしても、54単位という限られた単位数の中で教育効果を上げ、とりわけ法学未修者に対し3年間で必要な法律学の専門教育を施すためには、相当長時間の自宅学習を前提とし、学生の自主的・能動的な授業参加と教員による適切な授業管理が不可欠である。

法科大学院においては、授業方法として、多数の学生を相手にした一方的な講義形式ではなく、全員につき教員の目が届き、また、教室におけるコミュニケーション能力の涵養も可能となる程度の比較的少人数(50人程度)の学生を前に、十分な予習を当然の前提とした双方向的(教員と学生)・多方向的(学生同士)な手法を用いて充実した授業を展開し、授業後には一定の課題を出してレポート等を作成させることにより、文献調査能力・文章表現能力・文書作成能力等を身に付けさせることが期待されている。しかも、時間割の編成に当たっては、従来まま見られたように週1回の授業というのではなく、セメスター制(ないしトリメスター制)を前提として、週に数回の授業を入れることの方がより効率的であることも指摘されている。

しかし、そこで予定されているソクラティック・メソッドやケースメソッド等は、法的思考力の育成には有効であると期待できるが、マイナス面として、指名した学生に十分な時間を与えて考えさせ、またストライクゾーンに入らない解答についても、そこから何らかの示唆

を引き出すようなやりとりの効果も否定できないことから、そういった方法に相当の時間を費やす結果、予定していた授業範囲の全体を効率的にカバーすることがいきおい困難となるおそれがある。したがって、法的思考力の養成の前提となる最小限度の法知識については、学生の自習によってこれを修得させる必要があり、また、より効率的に授業を進めるため、あらかじめ読んでおくべき判例や参考文献の範囲を明確に指示し、学生はその予習を前提に、学生の間で積極的に、かつ多方向的に議論し合うことにより、自らの理解を確認した上で授業に臨むことが望まれることになる。

このように、法科大学院における教育は、学生による相当程度の自宅学習を前提とするものであり、漫然と授業に出席するだけでは到底付いていけないような厳しいものであるべきである。教員の側も、このことに常に留意して適切に授業管理を行うとともに、学生にその趣旨を周知徹底させる必要がある。教員が、授業のため十分に準備するとともに、学生の側にも多くを要求し、場合によっては、学生の相当程度を不合格とするような厳しい成績評価を行うことにより、学生に対し、自主的・能動的な授業参加を動機づけることが必要である。学生が真面目に授業に出席している以上、成績評価にあたり不合格とすることはできない、というような従来の温情主義的な成績評価から脱却し、グローバル・スタンダードに則った厳格な評価を行い、ひいては真に国際競争に耐え得る法律家の養成を目指すべきである。

他方、法科大学院の開校後も、法律学の研究はさらに発展させられなければならない。法科大学院の教員は、法律学に関する研究と教育とを両立させていくことを要求される。授業の準備に時間をかけることは当然として、頻繁に小テストを実施し、レポート等の提出を義務づけ、それを添削して返却するというような授業を行うときには、教員の負担は極大化する。したがって、教員の力を、授業の準備等の教育の本質部分に集中させるとともに、研究にも十分な力を割くことを可能とするためには、補助教員(ティーチング・アシスタント)の制度が不可欠となる。法科大学院を修了し法学研究科博士後期課程に進学した学生に補助をさせるとか、上級生に一定限度で下級生の指導を義務づける等の工夫が必要となろう。

さらに、法学部の教員が大学の行政・運営等に関する種々の事務に忙殺され、教えることに専念できなかったことが、学生の予備校依存傾向を許し、法学部教育が必ずしも全面的な成功を納められなかった要因の1つとなっていたことは否定できないことに鑑みれば、法科大学院の教員をこれらの事務から解放することも必要であろう。大学全体のマネジメントに特化した人材を別途確保し、教員が授業のマネジメントに専念できる環境を整備すべきである。

(3) 法科大学院における教育の在り方

法科大学院の第一次的な教育目標は高度な法的思考力の涵養にあるが、「法律基本科目群」の教育において実務家の参加がどこまで可能であるのかが問題となる。一定の分野に特化した実務経験や能力は、選択科目としての「展開・先端科目群」の授業において要求されるのであり、「法律基本科目群」については、むしろ公法系・民事系・刑事

系の一般的な問題についてバランスのとれた知識と経験を持つ人が要求されることになる。法科大学院の側からすれば、特化した実務能力と経験を持つ実務家の発見と評価は比較的やさしいかもしれないが、全般的にバランスのとれた知識と経験を持つ人材を探すことはかなり難しい問題となろう。これに加えて、実務家の教育能力には個人差があるし、法科大学院における授業の準備にはかなりの時間を割くことが不可欠であることからすれば、現役の実務家に対し、専任教員として法律基本科目の教育を期待することには限界がある。

「設置基準等骨子」においては、専任教員のうち概ね2割は実務経験を有する者であることが要求されているが、実務家教員に期待される役割としては、「実務との架橋」に配慮した教育を実現すべく、法科大学院におけるカリキュラム編成や教員の確保等に実務的観点からの意見を述べるなどのコーディネーター的な役割と、裁判実務の経験や一定の分野に特化した実務経験等を活かし、授業を担当する役割の2つが考えられよう。前者は、法科大学院の運営に責任を持つ意味で、専任かつ常勤の教員である必要があるが、後者については、基本的には、非常勤の教員として実務家の活用を図るべきであろう。後者については、科目の特性に応じて、それにふさわしい実務家教員の発見に努めるべきであり、例えば、法律基本科目においては、研究者教員とともに授業に参加し、実務的見地からの問題のアプローチを実践して見せたり、実務家としての判例の読み方を学生に示すといった方法なども教育効果が大きいと考えられる。

法科大学院の教育に期待されることは、現在司法修習課程において行われているような本格的な実務訓練ではなく、まずは法律家としての基礎的な素養と能力を身に付けさせることである。「実務との架橋」を強く意識した教育というのは、実務に配慮した法理論教育のことであり、「意見書」が述べるように、「実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育」のことである。

したがって、模擬裁判、エクスターンシップ、クリニック等の「実務基礎科目群」は、法律実務を修得させるというよりは、むしろ興味や学習意欲を喚起する手段であるという点にこそ意義がある。法科大学院修了後には、司法修習が予定されていることに鑑みれば、実務基礎科目にあまり多くの単位数を割く必要はないと思われる。要件事実や事実認定の基礎なども、それ自体を単独に教えるというのではなく、法律基本科目の教育の中で併せて取り扱うのが効果的であり、そのための工夫が法科大学院の教員には求められる。前述の「教育内容・方法等研究会中間まとめ」も、実務基礎科目群のうち一定のもの（法曹倫理、法情報調査、要件事実と事実認定の基礎）の5単位相当を必修とし、他のもの（法文書作成、ローヤリング、模擬裁判、クリニック、エクスターンシップ等法曹としての専門的技能の教育に関するもの）の4単位相当を選択必修とするにとどめているところである。

なお、法曹倫理は、刑事事件・民事事件の双方で求められるものであり、「抽象的な道徳」としてではなく、具体的な法律問題と関連させつつ教える必要がある。

基礎法科目と外国法科目を含む「基礎法学・隣接科目群」については、その重要性にかんがみ、選択必修とすることが相当であり、「教育内容・方法等研究会中間まとめ」も4

単位を選択必修とすることを提案しているところである。「展開・先端科目群」は、各法科大学院がその独自性を発揮できる分野であり、したがって多様な科目の設置が期待される。各法科大学院の創意工夫により、例えば、人権問題に高い関心を持つ法律家の養成を教育理念とする法科大学院、国際関係に強い法律家の養成に重点を置く法科大学院、知的財産法等の先端的・学際的法分野の教育を得意とする法科大学院など、特色ある法科大学院が設立され、相互に競い合うことが期待される。

法科大学院における選択科目としての「展開・先端科目群」の教育には、専門分化を促すという意味と、将来の専門分化に備えて幅広い科目の予備知識を得るという意味の両面が考えられる。このことから、各法科大学院で幅広い選択科目が提供されることの意義は大きいものがある。

「展開・先端科目群」の教育については、一定の分野に特化した実務経験や能力を有する現役の実務家の活用を図ることが望ましい。

IV 法科大学院制度の運用の在り方

－第三者評価(適格認定)について－

(1) 第三者評価(適格認定)の意義・在り方

第三者評価においては、設置申請時点において充足している条件がその後も継続的に充足されているかどうかを確認されなければならないが、第三者評価は、司法試験の受験資格と関連していることから、第三者評価において不適格とされるべき場合にどうするかにつき慎重に検討する必要がある。第三者評価機関により不適格認定を受けた法科大学院に対しては、何らかの公的なサンクションを用意し、適切な是正措置が講じられるよう、法令上の担保が必要である。例えば、当該法科大学院の設置認可を取り消す、学位授与権限を剥奪するなどの方策も考えられる。

ただ、事実誤認等により不適格認定をされた法科大学院が適切にその地位を回復できるようにするため、適格認定のスキーム中に法科大学院に対する行政処分を介在させる必要があろう。誤った不適格認定については、最終的には行政訴訟により取り消すことのできる途を確保すべきである。

(2) 第三者評価基準について

法科大学院の入学選抜に関しては、学部教育の段階での語学や教養科目の成績も適切に考慮することを促すような基準とされるべきである。これにより、法科大学院の入学前に、法律家を志望する者が(ある程度の)教養を身に付けていることが確認され、また、法律家志望者の学部段階におけるリベラル・アーツ科目への学習意欲を喚起することも可能となろう。

入学選抜に際しての開放性、多様性の確保については、第三者評価基準において、非法学部出身者や社会人を一定割合以上入学させることを求めることが適切である。た

だし、非法学部出身者の入学を増加させようとする余り、法学部出身者をことさらに不利益に扱うような措置はかえって不公平なものとなりかねず、各法科大学院において受験者の状況は様々であることなどから、具体的数値を評価基準に規定し、全国一律に適用することについては、慎重な検討が必要であると考え。仮に第三者評価基準において具体的な数値を規定するとしても、現行司法試験の受験者及び合格者に占める他学部出身者及び社会人の割合等に鑑み、現実的で、当面一律に達成可能な数値とすべきである。例えば、非法学部出身者の割合を「5割以上」とするなどという決め方にはおよそ賛成できるところではない。

限られた時間の中で最大の教育効果を達成するためには、授業への出席を確保することはもちろんであるが、予習・復習を確実に行わせるなど、教員による適切な授業管理を促す措置が必要である。その上で、厳格な成績評価及び修了認定を行うことが、プロセスとしての法律家養成にとって極めて重要な要素となる。米国のロースクールでは、1年次・2年次に相当数の落第者が出るが、我が国の法科大学院においても、そのような厳しい教育が全国的に原則化することが望ましい。日本の文化の下では急にそのようなことを実現することは難しいかもしれないが、それができなければ、法科大学院構想が所期の成果を実現することは到底覚束ないというべきであろう。この点に関する、全ての関係者の意識改革が重要である。

学生による主体的な授業への参加と教員による授業管理を担保する手段はぜひ必要であるが、それを司法試験の出題に際しての工夫に期待するだけでは十分ではない。また、司法試験において法科大学院における成績を加味するものとするとも考えられるが、技術的困難が大きいであろう。統計手法を用いて、司法試験合格率の高い法科大学院の評価を重視することもあり得ないことではないが、法科大学院の序列化を助長し、格差を拡大させるおそれがある点が問題となる。

したがって、学生による主体的な授業への参加と教員による授業管理を担保する手段としては、むしろ第三者評価のシステムを通じて、厳格な成績評価及び修了認定の実施を促すことの方がより有効であり、また不可欠であると考えられる。例えば、米国各州の司法試験は、一般に科目数が非常に多いが、受験生は、ロースクールにおいて基本となる考える力をきちんと身に付けているため容易に対応することができる。司法試験の制度設計よりも、法科大学院の教育レベルをどう確保するかという意味で、第三者評価基準の在り方こそが重要だというべきであろう。

なお、法科大学院における教育内容が修了者の司法試験合格率のみを唯一の尺度として評価されてはならないとはいえ、修了者の司法試験合格率が他の法科大学院に比して著しく低いまま推移しているような法科大学院は、第三者評価においてそのことが1つの要素として考慮される必要がある。しかし、この点を過度に強調すれば、学生が優秀であるために司法試験合格率が高い法科大学院はルーズな授業をしていても良いということになりかねないし、実務演習等の名目で受験指導ばかりを行う法科大学院も出現しかねないなど種々の弊害が予想される。厳格な成績評価・修了認定をいかに確保するかが重要な課題となろう。

さらに、教育効果を上げるためには、ティーチングアシスタントの確保・活用を図った上で、定期試験のみならず、日常的に頻繁に小テストを実施し、レポート等の提出を義務づけ、それを添削して返却することを通じて、学習成果を日常的に確認することが不可欠である。教育方法の問題と関連して、教材に関する工夫も必要である。各法科大学院が相互の連携なく各別に教材を開発することは生産的とはいえないので、それぞれの法科大学院において同じ科目を担当する教員が衆知を集め、ある程度共通した優れた教材を作成していくという姿勢が必要であろう。また、必ずしも教えることに習熟していない実務家が教員に加わることなどに鑑みれば、教員に対する教え方(教授法)の研修や同一の科目を担当する教員が相互に講義を参観して批判し合い、教授法や教材を研究するなどの場も必要となるものと思われ、このような教員の教授能力・教授法を向上させるための工夫の有無を第三者評価基準に盛り込むことも検討されて良い。まさに、教授法及び教材が法科大学院制度を成功させるための鍵となるというべきである。

(3) 第三者評価の実施機関について

第三者評価の結果、その修了者に司法試験の受験資格を付与するという一種の優遇措置を法科大学院に与えるのであるから、第三者評価の機関については、何らかの形で法令上の「公的な位置付け」が与えられる必要がある。

仮に、第三者評価機関が複数存在する場合には、特定の法科大学院に対する評価が区々となる不安定な状態も起こり得ることから、前述のような法令上の公的な位置付けの下で、全国で一を限ってその機関を認定することとするのが適当ではないかと思われる。

第三者評価機関は、公平性、公正性、独立性及びこれに対する社会的信頼を兼ね備えとともに、適切かつ実効的な第三者評価を行い得る人的・物的条件を充足しなければならない。そこにおいては、法曹三者及び法科大学院関係者の双方が参加することが不可欠であり、とりわけ、法律家養成のためのプロフェッショナル・スクールとしての法科大学院の教育の充実度を評価するという観点からは、研究者ばかりでなく、実務に携わっている者も多く関与する形での人的態勢を整える必要があると考える。これに加えて、法律家による法的サービスの提供を受けるユーザーの立場にある者も加わるのが望ましい。

むすび—今後の検討課題

以上は、本委員会が設置後の限られた時間内で議論した内容をまとめたものにすぎない。ここにおいて取り上げた点についても、なお掘り下げた検討が必要であるし、また、重要な検討課題でありながら十分な議論の対象にできなかったものもある。たとえば、国際競争に耐え得る優れた法律家を養成するための教育内容の在り方、法科大学院における教育(とりわけ、実務基礎科目)に実務家の果たすべき役割、実務に配慮した法理

論教育の具体的内容、実務家教員に求められる条件、法科大学院における実務家教員の確保や法科大学院の第三者評価に関し、日本法律家協会が果たし得る役割、新しい司法試験や司法修習の在り方などについては、今後検討を進めていきたいと考えている。